

令和8年度 入 漁 案 内

揖斐川中部漁業協同組合
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 2744 番地 40
TEL. FAX (0585) 22-0012

当組合が、漁業法の規定により岐阜県知事から漁業権の免許を受けた漁場（図面参照）は、揖斐川本流の西平発電所堰堤下流 150mから根尾川合流点上流側の組合境界線（国土交通省 46.2km 杭）まで及び粕川全川と当組合管内の支流川全部です。

あゆの生息に適し、天然遡上あゆの依存度が高く放流事業も実施。また、各谷川には「あまご」の生息も大変良好です。

あゆ 漁 の 解 禁 日

区 域	釣	網
揖斐川本流 (粕川瑞岩寺橋下流堰堤から下流を含む)	6月14日(日)	7月12日(日) 午前8時 (但し、禁漁区域、禁網区域を除く)
粕川 (粕川瑞岩寺橋下流堰堤から上流)	6月28日(日)	8月8日(土) 午前8時から 9月30日(水)まで (滝堰堤から下流については8月8日(土) 午前8時から12月31日(水)まで)

但し、解禁日は天然遡上及び放流状況により変更することがあり、その場合は、5月15日までに発表します。

※ 魚類繁殖保護のため、下記のとおり禁止区域が定められておりますので充分ご注意ください。

禁漁区域と期間（1. 2. 3. 4は、漁業調整規則の禁止区域）

区 域	期 間
1. 揖斐川西平発電所堰堤下流端から下流 150mまでの間の区域	年間禁漁
2. 揖斐川平野庄橋下流に設置された国土交通省第6床固堰堤上流端から上流 70m、下流 70m間の区域	4/15~8/15
3. 揖斐川西濃用水頭首工堰堤上流端から上流 150m、下流 50mの間の区域	年間禁漁
4. 揖斐川神戸大橋下流に設置された国土交通省第7床固堰堤上流端から上流 20m、下流 20mの間の区域	年間禁漁
5. 揖斐川揖斐川町脛永地先国土交通省第8床固堰堤中心から上流 20m、下流 20mの間の区域	1/1~8/15
6. 粕川下流左岸側砂利プラント地先に設置された床固堰堤上流端から上流 20m、下流 30mの間の区域	年間禁漁
7. 粕川支流美束川支流の東谷全域	年間禁漁

禁網区域と期間（釣り専用区）

区 域	期 間
① 国土交通省の河川距離標 58.4kmの杭から57.6kmの杭の区間	あゆ解禁日から 10月1日(木) 午前8時まで
② 西濃用水頭首工から下流 800m（河床鉄柱）（但し、年間禁漁区域を除く）	
③ 国土交通省の河川距離標 54.2kmの杭から53.6kmの杭の区間	
④ 粕川 モリモリ村橋の200m下流から六合バイパス入口洞門まで	
⑤ 長谷川 初若橋から山の神まで	

※ 釣り専用区では、友釣と毛鉤釣とルアー釣（掛針は2段まで）以外はできません

この入漁案内で規制されている漁具・漁法以外は、すべて禁止します

◇捕獲漁法の制限等について◇

(1) 漁具、漁法の制限 **※注 網漁（たも網は除く）については組合員のみ、遊漁者はできません**

漁具・漁法	規 模
友 釣	・ 掛針は、2 段迄とする
ル ア ー 釣	・ リール付ロッドでのキャスティング規制なし。掛針は2 段までとする。
た も 網	・ たも網の口径は4 0cm 以下。
舟 投 網	・ 全長1 5m以下、網丈6 0cm以下
手 投 網 (テイナ)	・ 全長3 0m以下、網丈6 0cm以下（組合員1 名に付き1 張りとする） ・ 行使する組合員1 名に対し、追手1 名とする
ま す 網	・ 全長1 5m以下、網目6 cm以上、網丈1 m以下。あゆ解禁日より禁網
夜 川 網	・ 合計全長8 0m以下、網丈1 m以下（1 艘に付き3 張りまでとする） ・ 使用する舟には組合の登録証を表示する（無表示の舟は認めない） ・ 使用する舟は長さ5 m以上とし、乗員は3 名以下とする
火 振 網	・ 合計全長8 0m以下、網丈1 m以下（組合員1 名に付き3 張りまでとする） ・ 行使する組合員1 名に対し、追手1 名とする。舟の使用禁止
や な	・ 河川流幅の1 / 1 0以上の魚道を開通

※遊漁者は手釣・竿釣（餌釣、籠釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣、がり、ころがし、たも網）に限るものとする。

(2) (1)の規定のうち、次の表の左欄に掲げる漁法は、それぞれ右欄に掲げる期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁 止 期 間
がり・ころがし いかり掛け	1月1日から10月1日 午前8時まで禁止する
しゃくり・ひっかけ もり・やす	8月16日午前8時を過ぎてから10月1日までの間、釣専用区以外のみで漁を許可。 全区域での漁は10月1日午前8時を過ぎてから、12月31日迄とする。
あゆの餌釣・籠釣	1月1日から8月15日まで禁止する
あゆの毛鉤釣	粕川滝の堰堤から上流の毛鉤釣は、1月1日から7月15日まで禁止する

※ いかり掛け、しゃくり、ひっかけ、もり、やすは組合員のみにて、遊漁者はできません

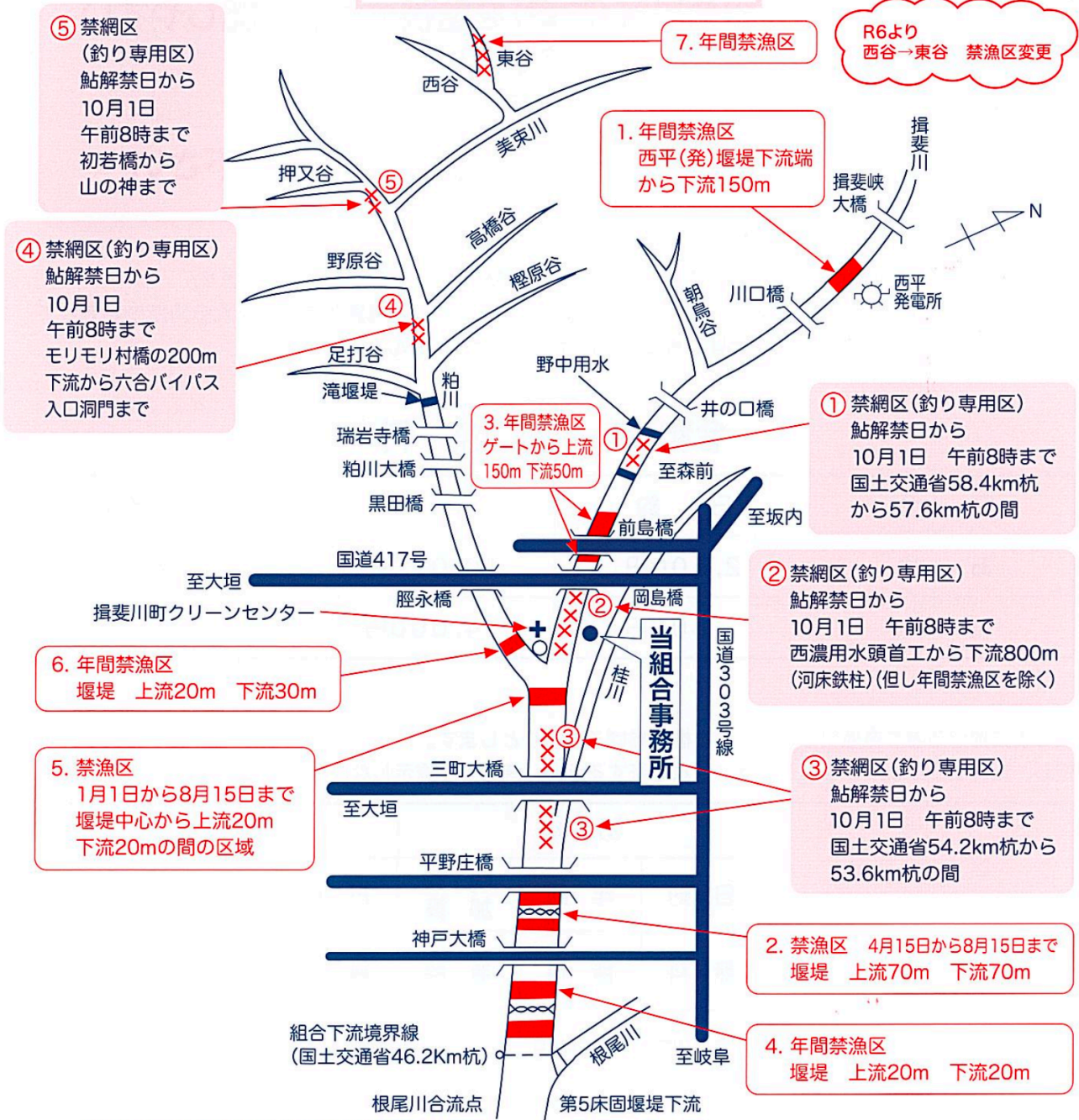
(3) 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、全区域内でウ欄の期間中でなければ営んではならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 期 間
あゆ漁業	手釣・竿釣・手投網(テ付)・ 舟投網・夜川網・火振網	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	や な	8月1日から10月31日まで
あまご漁業	手釣・竿釣	3月1日 から9月30日まで
	手投網(テ付)	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	ます網	3月1日から5月31日まで
こい・うなぎ・ おいかわ・ うぐい漁業	手釣・竿釣・うえ・地獄網(袖網) にごりずくい(向ずき)・流し針	1月1日から12月31日まで(但し、にごりずくいは 5月11日から7月31日まで禁止)
	いしこびき網	4月1日から9月30日まで
	登り落	4月1日から7月31日まで

※ 漁業権行使規則第4条

- (4) 夜川網のかがり火は舟から離れてはできない。また、手投網(テイナ)、投網は、「ガスランプ、手さげ電燈」以外は使用できない。「モーター」等の電力類を使用しての漁獲は認めない。
- (5) 水中にての電流、水中銃、アクアラング、毒物及び刺激物を使用しての漁獲は認めない。
- (6) ごり漁は、いしこびき網漁と登り落漁以外は禁止する。
- (7) ニホンウナギ資源保護の為10月1日～翌3月31日迄、全長30cmを超える下りウナギの採捕禁止。

管内漁場略図



※ 鮎ルアーは禁漁区以外全区域で可能

あまご漁業の漁期について

手釣・竿釣：3月 1日 ~ 9月30日
手投網 (7付)：8月 9日 午前8時 ~ 9月30日

◇ お願い ◇

右の表の左欄に掲げる魚種はそれぞれ右欄に規定する全長以下のものはこれを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ま ご	15 センチメートル
こ い	20 センチメートル
う な ぎ	30 センチメートル
う ぐ い	10 センチメートル

◇組合員は、必ず組合員証（腕章）を監視員から確認しやすい場所に装着して入川して下さい（未装着の場合は、違反者として取締ります）

◇遊漁者は、漁場へ入る前に必ず遊漁証を受けて下さい

- (1) 遊漁証（遊漁鑑札）なく遊漁中は、遊漁料のほかに現場加算料（下記参照）をいただきます。
- (2) 遊漁証は、再交付ができませんので紛失しないよう大切に、監視員からよく見える箇所に装着して漁をして下さい。なお、本証は貸与もしくは譲渡してはなりません。

令和8年 遊 漁 料

区 分	日 釣	年 釣	現場加算料
あ ゆ	2, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
雑 魚	8 0 0 円	4, 0 0 0 円	8 0 0 円

次の表に掲げる者の遊漁料の額は、下右欄に掲げるとおりとします。

但し、減免を受けようとするときは、これを証する手帳、書類等を提示しなければなりません。

区 分	あ ゆ			雑 魚		
	日 釣	年 釣	現場加算	日 釣	年 釣	現場加算
中 学 生 以 下	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
70 歳 以 上 の 遊 漁 者	1, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	4 0 0 円	2, 5 0 0 円	8 0 0 円
心 身 障 害 者 (身体障害者手帳又は療育手帳所持者)	1, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	4 0 0 円	2, 0 0 0 円	8 0 0 円

◇ お 願 い ◇

- ・ 自然災害発生等により各所で災害復旧工事をはじめとする河川関連工事が施工される場合、やむを得ず河川に濁りが生じる場合がありますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い致します。
- ・ 各谷川へ入川の際は、落石・土砂崩れ等に十分注意し、くれぐれも無理のないようお願い致します。組合員及び遊漁者は、入漁案内をよく読んで決められた漁法・期日を必ず守って下さい。もし違反された場合には、当組合の規則に則り対処させていただくこととなりますので、違反のないようご協力下さい。
- ・ 組合員証の未装着者が多く見られることから、未装着者に対しては違反者として取締りますので、入川の際には必ず装着して下さい。